

稲城市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

平成24年12月5日

教育長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、稲城市立図書館（以下「図書館」という。）が雑誌カバーを広告媒体として活用して市内の民間企業等から雑誌の提供を受けるために必要な事項を定め、もって雑誌資料の充実及び市内事業者の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「雑誌スポンサー制度」とは、法人、団体又は個人事業主（以下「法人等」という。）が図書館に雑誌を提供し、図書館が当該雑誌（以下「提供雑誌」という。）の最新号の雑誌カバーの表紙面に法人等の名称及びその者から提供された旨を掲載し、また、雑誌カバーの裏表紙面に法人等の広告を掲載し、図書館の利用者の閲覧に供することを認める制度をいう。

2 この要綱において「雑誌スポンサー」とは、図書館に雑誌を提供することが決定した法人等をいう。

(広告の掲載基準)

第3条 次のいずれかに該当する広告は、これを掲載してはならない。

- (1) 市の公共性又は品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及びこれに関連する営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (5) 不当又は違法な宣伝と認められるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、稲城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が不相当と認めるもの

(提供雑誌等の選定)

第4条 雑誌スポンサーは、提供雑誌及び所蔵する図書館を、稲城市立図書館雑誌スポンサー制度雑誌リスト（別表第1）から選定するものとする。

(広告の規格等)

第5条 雑誌スポンサーの名称及びその者から提供された旨の掲示ラベルは次のとおりとし、図書館が作成する。

- (1) 大きさ 縦4センチメートル以内、かつ、横13センチメートル以内とする。
- (2) 色 地色は桃色とし、文字は黒色とする。
- (3) 貼付位置 雑誌カバーの中央下部とする。

2 雑誌カバーの裏表紙側の広告の大きさは、当該雑誌の大きさ以下とし、雑誌スポンサーが作成する。

3 雑誌の配架位置は、図書館長が定める。

(雑誌の提供期間等)

第6条 雑誌の提供期間及び広告の掲示期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(雑誌スポンサーの募集)

第7条 雑誌スポンサーは、広報、ホームページ等で公募するものとする。ただし、商工会等を経由することを妨げない。

(雑誌スポンサーの申込み)

第8条 雑誌スポンサーの申込みは、稲城市立図書館雑誌スポンサー申込書(様式第1号)に広告の原稿及び業務内容の分かる書面を添えて、教育委員会に対して行うものとする。

2 雑誌スポンサーの申込期間は、図書館長が定める。

(雑誌スポンサーの決定)

第9条 教育委員会は、前条の申込書を受理したときは、第3条に基づき申込内容を審査し雑誌スポンサーとしての可否を決定し、その結果を様式第2号又は様式第3号により申込者に通知するものとする。なお、第4条の規定により選定した提供雑誌等が重複したときは、抽選により雑誌スポンサーを決定する。

(雑誌スポンサーの責任)

第10条 広告の内容に関する責任は、雑誌スポンサーが負うものとする。

(広告内容の変更)

第11条 教育委員会は広告掲載上支障があると判断したときは、雑誌スポンサーに広告内容の修正、一部の削除等を命ずることができるものとする。

(提供雑誌代金の支払方法等)

第12条 雑誌スポンサーは、図書館の指定した書店等（以下「指定書店」という。）が指定する期日までに、提供雑誌の1年間の講読料（以下「提供雑誌代金」という。）を一括前納するものとする。この場合において、振込手数料は雑誌スポンサーの負担とする。

2 指定書店は、図書館が指定する期日までに、提供雑誌を図書館に納入するものとする。

(提供雑誌の休刊又は廃刊に伴う措置)

第13条 提供雑誌が休刊又は廃刊した場合は、原則として指定書店が図書館に納入できなくなった提供雑誌の代金を雑誌スポンサーに一括で返還するものとする。ただし、雑誌スポンサー、指定書店及び図書館が協議の上、当該返還に代えて提供雑誌を変更することができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は図書館長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年1月15日から施行する。

稲城市立図書館雑誌スポンサー申込書

年 月 日

稲城市教育委員会教育長 殿

（申込者）

商号又は名称

所在地

代表者氏名

印

電話番号

F A X

E-mail

（担当者）

稲城市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の内容を承諾した上で、同要綱第8条第1項の規定により、広告の原稿等を添えて下記のとおり申し込みます。

記

- 1 提供する雑誌名
- 2 所蔵する図書館名
- 3 広告内容（広告の原稿を添付）
- 4 業務内容の分かるもの
（登記簿謄本の写し、営業許可の写し等を添付）

稲城市立図書館雑誌スポンサー決定通知書

年 月 日

殿

稲城市教育委員会

教育長

印

年 月 日付け申込みについて、下記のとおり貴社（貴団体・貴殿）を稲城市立図書館雑誌スポンサーとすることと決定しましたので、通知します。

記

1 提供雑誌名

2 広告を掲示する期間

年4月1日から

年3月31日まで

3 所蔵する図書館名

4 広告内容

5 提供雑誌の代金

円

※ から雑誌代金の振込用紙を送付しますので、指定の期日までに納付してください。

稲城市立図書館雑誌スポンサー否決定通知書

年 月 日

殿

稲城市教育委員会

教育長

印

年 月 日付け申込みについて、下記のとおり貴社（貴団体・貴殿）を稲城市立図書館雑誌スポンサーとしないことと決定しましたので通知します。

記

雑誌スポンサーとしない理由

- 1 既に雑誌スポンサーが決定している
- 2 稲城市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第3条の規定に該当する
- 3 その他